

公的研究費等の不適切な経理処理にかかる調査結果について（中間報告）

I 調査に至る経緯

平成23年7月19日から7月29日までの間、本学において札幌国税局による消費税等に係る税務調査が実施された際、本学の取引先に研究費の預け金と思われる金銭処理があることが指摘された。

II 調査体制及び調査方法

- 1) 平成23年12月14日、「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」第13条に基づき、総長の指名により新田孝彦理事を委員長に、学外委員（弁護士、公認会計士）2名を含む5名の体制により「不正使用調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を設置した。その後、平成24年5月21日付けで学外委員（弁護士2名、公認会計士2名）4名を新たに追加し、9名体制とした。
- 2) 調査委員会は、①会計書類が残存している平成16年度以降について調査を進めること、②調査委員会による調査の前に、関係部局における第一次調査（スクリーニング）を実施すること、③対象者には退職者・転出者も含めること、以上の方針を決定した。
- 3) 調査委員会は、関係部局における第一次調査の状況を踏まえ、調査委員会による第二次調査については、①当面の対象を平成19年度以降（納品受付センター設置後）に預け金の記録がある在職者とする、②学外委員（6名）で面談調査を実施すること、以上の方針を決定した。

III 調査概要

- 1) 平成23年8月17日、本学との取引のある約4,500社の中から、平成22年度における取引件数、取引額、業種などを考慮し、札幌国税局から指摘のあった2社及び自主的に申告してきた2社を除く737社を対象に、平成16年度以降における不適切な取引の有無について事務局による調査を行った。その結果、12社から不適切な処理があった旨の回答があり、調査対象業者は全体で16社となった。
- 2) 当該業者に対し、保管している帳簿や関係資料の提出を求め、平成23年8月から、本学に残っている経理関係書類との突き合わせ作業を行うとともに、外部の公認会計士により各種資料の内容について検討・分析を行った。
- 3) 16社から提出された預け金にかかる帳簿数は995冊、帳簿に氏名の記載があった教員等の数は390名、帳簿に講座等のみが記載された講座等の数は164講座等、関係部局の数は27部局となった。
- 4) 平成24年2月から5月にかけて、関係部局長等による面談形式の第一次調査（スクリーニング）を実施したほか、退職者、転出者で来学できない者については、書面を郵送して調査を実施した。

- 5) 調査委員会による当面の第二次調査は、6月下旬から11月上旬までの期間で実施し、事情聴取した教員等は99名、業者数は8社となった。

IV 調査結果

- 1) 関係部局における第一次調査（スクリーニング）の結果、預け金の有無について、「ある」と回答した者は65名、「ない」と回答した者は242名、「その他」（わからない、覚えていない、認識がないなど）は69名であり、合計376名であった。
 なお、海外居住、住所不明、死亡などにより、調査を実施できなかった者は14名であった。

- 2) 平成24年12月現在における調査委員会による調査結果（平成19年度以降分）の概要は、次のとおりである。

- ① 面談を実施した教員等99名、業者8社
- ② 不適切な経理処理があったと事実認定した教員35名（金額等は下図参照）
- ③ 私的流用については別途調査中

〔預け金〕

財 源	事実認定金額（円）
公的研究費	145,641,577
民間との共同研究費	5,365,753
大学自己資金（一般財源）	39,671,947
寄付金	12,061,329
不明	4,616,851
小 計	207,357,457

〔品名替え〕

財 源	事実認定金額（円）
公的研究費	14,506,882
民間との共同研究費	595,560
大学自己資金（一般財源）	677,261
寄付金	610,125
小 計	16,389,828
合 計	223,747,285

- 3) 本中間報告における「預け金」および「品名替え」の内容は、次のとおりである。

- ① 「預け金」とは、業者と架空取引を行い、契約した物品が納入されていないのに納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるもの。業者に対して、適時の支払いができないことを知りながら物品を納入させるなどした後、業者に架空取引を指示して代金を支払い、先に納入させた物品などに対する代金の支払いに充てることを含むものである。
- ② 「品名替え」とは、業者から実際に納品を受ける物品に対する支払いのために、業者に指示してその物品とは別の物品が納入されたなどとして代金の請求をさせて、その支払いをなしているものである。

V 今後の対応

平成 16 年度から平成 18 年度に係る調査（退職者・転出者を含む）、及び平成 19 年度以降に係る調査未了の部分について、調査委員会であらためて調査方法等を検討の上、調査を進める。

VI 不正防止に向けた取組の概要

公的研究費の不正使用を防止するため、これまでに以下の取組を行ってきた。

- 研究費使用に関するルール・事務手続き等の相談窓口の設置（平成 16 年 4 月～）
- 研究費の立て替え制度の実施（平成 16 年 4 月～）
- 調達制度の見直し（平成 19 年 4 月～）
 - ・教員発注の制限（1 件 100 万円未満の取引かつ「取引基本契約」を取り交わした「主要取引先」に限定）
 - ・納品受付センターの設置（納品前の現物照合、納品後の納品書提出）
 - ・発注段階での支払財源の特定
 - ・取引先へのルールの周知徹底
- 研究費の不正使用防止に関する規程の整備（平成 19 年 7 月 23 日）
（「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」制定）
- 研究費の不正使用に関する学外の通報窓口の設置（平成 19 年 8 月～）
- 研究費の不正使用防止のための意識向上（平成 19 年～例年 9 月頃）
（学外講師（監査法人等）による講演会実施）
- 研究者の責任意識の啓発（平成 21 年 6 月）
（「北海道大学における科学者の行動規範」策定）
- 研究費の不正使用防止に関する行動計画の策定（平成 22 年 10 月 27 日）
（「国立大学法人北海道大学研究費不正使用防止計画」策定）

VII 再発防止に向けた方策

現時点では、以下のような事務レベルで改善が図れる方策について検討の上、順次実施に移す。（※は、平成 24 年 4 月以降、既に実施済）

また、研究費にかかる全学的なシステムのあり方などについては、今後、不適切な経理処理に至った要因の全体像を明らかにする中で、引き続き検討していく。

- 1) 教員に対する取組
 - ・研究費使用に関するハンドブックの作成
 - ・研究費の不正使用防止に関する講習会受講の義務化
 - ・不正を行わない旨の誓約書提出の義務化
- 2) 業者に対する取組
 - ・主要取引先の入出構管理の強化（※）
 - ・主要取引先の選別方法の見直し
 - ・主要取引先への会計帳簿等提出の義務化
 - ・不正に係わらない旨の誓約書提出の義務化
 - ・不正防止に関する説明会の定期開催（※）
- 3) 検収体制の強化
 - ・納品先までの職員同行（※）
 - ・納品物品の事後抽出確認（※）
 - ・納品受付センター未経由物品の第三者による確認
 - ・納品受付センター経由物品のマーキングや備品類のシリアルナンバーの届出

- 4) 調達制度の見直し
 - ・インターネット利用による調達制度導入の検討
- 5) 内部監査制度の強化
 - ・購入物品等の抜き打ち検査実施の検討

VIII これまでの経過

(平成 23 年)

- ・ 7 月 19 日～ 29 日 :
札幌国税局による消費税等に係る税務調査実施の際、本学の取引先 2 社に研究費の預け金と思われる金銭処理があることが指摘される
- ・ 8 月 17 日 :
取引業者 737 社に対する書面調査を開始
- ・ 12 月 14 日 :
「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」第 13 条に基づき、「不正使用調査委員会」を設置

(平成 24 年)

- ・ 1 月 12 日 :
第 1 回不正使用調査委員会を開催
- ・ 1 月 13 日 :
報道機関に研究費の不適切な経理処理の疑いの発生及び調査委員会設置を公表
- ・ 2 月上旬 :
関係部局における第一次調査（スクリーニング）を開始（～ 5 月末）
- ・ 5 月 21 日 :
学外委員 4 名を新たに委嘱
- ・ 6 月 27 日 :
調査委員会（学外委員）による面談調査を開始（～現在）
- ・ 12 月 11 日 :
第 9 回不正使用調査委員会を開催